

第12回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和 6年 5月28日(火) 午後 4時04分
於：島原市役所有明庁舎 3階大会議室

1. 開会日時 令和 6年 5月28日(火) 午後 4時04分
2. 閉会時間 令和 6年 5月28日(火) 午後 4時35分
3. 開催場所 島原市役所有明庁舎 3階大会議室
4. 出席委員者の数 16名

1番 北浦 守金	2番 田上 豊	3番 森 浩則
4番 稲田 勝	6番 林田 靖仁	7番 田浦 秀子
8番 尾崎 栄	9番 松崎 慎太郎	10番 入江 敏昭
11番 森本 勝也	12番 米田 公明	13番 北尾 健一郎
14番 祐田 久男	16番 太田 武春	18番 廣瀬 光徳
19番 村里 枝美子		
5. 欠席委員者の数 3名

5番 水本 正一郎	15番 林田 了星	17番 金子 利範
-----------	-----------	-----------
6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 16名

安中 佐藤 幸平	中央 稲田 俊夫	中央 稲田 保夫
杉谷 杉永 芳一	三会 吉川 周宏	三会 荒木 康成
三会 福島 真一	三会 北田 和広	三之沢 島田 和典
東空閑 柴田 利明	大野 井上 和利	高野 林 耕平
高野 竹田 静男	池田 伊達 博明	釘崎 中島 誠志
戸田 稲田 浩敏		
7. 報告事項
 - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
 - 報告第2号 使用貸借解約通知書について
 - 報告第3号 新規就農者について
8. 議案
 - 第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
 - 第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第4号議案 非農地証明願について
 - 第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について
 - 第6号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(案)について
 - 第7号議案 令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価及び
令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況
その他事務の実施状況の公表(案)について

議長

ただ今より、第12回島原市農業委員会の総会を開催いたします。

本日、5番 水本 正一郎、15番 林田 了星、17番 金子 利範は所要のため、欠席との連絡がっております。

本日出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、…番 ……委員、…番 ……委員を指名します。

議長

はじめに、事務局から報告があります。

事務局

報告第1号 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

以降、着席にて、ご説明させていただきます。

議案集1ページに記載のとおりで、6件 8筆 8, 532平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号 使用貸借解約通知書について報告します。

議案集2から3ページに記載のとおりで、2件 21筆 13, 389平方メートルの届けがありました。

次に、報告第3号、新規就農者について報告します。

議案集4ページに記載のとおりで、届出者は、のちほど上程する農地法第3条による農地を譲り受け、農業に従事する予定です。

以上で報告を終わります。

議長

ただ今の報告に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について説明します。

1 番の譲受人及び譲渡人は、議案集 5 ページ、1 番に記載のとおりで、畑 1 筆 339 平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、11,847 平方メートルで、農機具は、トラクター 2 台、スーパーカー 2 台、モア 1 台、ヘイバーラー 1 台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項（所有権移転）の規定による許可申請の 1 番について報告します。

譲受人は 42 年の酪農業暦があります。妻と二人で酪農を営んでおり申請地も含め、水稻、飼料作物等を作付けし、自宅から徒歩 50 メートルということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第 1 号議案の 1 番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第 1 号議案の 1 番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項（所有権移転）の規定による許可申請の 1 番は許可することに決定いたします。

次に、第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項（所有権移転）の規定による許可申請の 2 番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項（所有権移転）の規定による許可申請の 2 番について説明します。

2 番の譲受人及び譲渡人は、議案集 5 ページ、2 番に記載のとおりで、畑 1 筆 668 平方メートルを売買するための申請です。

譲受人は新規就農者で、親戚のサポートを受けながら、農機具は、耕運機1台、軽トラック1台を所有し、その他の農機具は必要に応じて知人から借りるとしており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番について報告します。

譲受人は親戚のサポートのもと、新規就農により申請地を譲り受け、大根、ジャガイモ、にんにく等を作付けし、申請地は自宅の隣接地ということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の2番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番について説明します。

3番の譲受人及び譲渡人は、議案集5ページ、3番に記載のとおりで、畑 1筆 1, 025平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、4, 175平方メートルで、農機具は、トラクター1台、管理機1台、コンバイン1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします
…… 委員。

(…… 委員)

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番について報告
します。

譲受人は30年の農作業暦があります。

家族2人で農業を営んでおり、申請地も含め、水稻、じゃが芋、ピーマン等を作付けし、申請
地は自宅の隣ということ問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の3番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定によ
る許可申請の3番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番を上程い
たします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番について説明し
ます。

4番の譲受人及び譲渡人は、議案集5ページ、4番に記載のとおりで、畑 1筆 1, 545
平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、21, 649平方メートルで、農機具は、トラクター1台、管理機
3台、トラック1台、軽トラック2台を所有しており、すべての許可要件を満たしており問題
なしと見ております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番について報告します。

譲受人は48年の農作業歴があります。家族3人で農業を営んでおり、申請地も含め、水稻、ブロッコリー、大根、人参、レタス等を作付けし、申請地は自宅横の道路対面ということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の4番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

申請人は、議案集6ページ、1番に記載のとおりで、申請地851平方メートルに、木造二階建の共同住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は、……の一角にあり、北側は道路、東側は雑種地、南側及び西側は農地となっております。

盛土及び切土により造成し、雨水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ、1番に記載のとおりで、申請地 223平方メートルを譲り受け、木造平屋建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域内であることから、第3種農地と判断しております。被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

申請地は、……の一角にあり、北側は宅地、東側は水路、南側は道路、西側は宅地となっております。現状のまま利用し、雨水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありました。第3号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は許可相当と認めることよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第4号議案 非農地証明願いの1番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

申出人は、議案集8ページ、1番に記載のとおりで、平成6年月日不詳頃から、雑木及び竹が繁茂し山林化しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第4号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側及び東側は宅地、南側は農地、西側は道路となっております。現地を見ますと、山林化しており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第4号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長(北浦 守金 会長)

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 非農地証明願いの1番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第4号議案 非農地証明願いの2番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 非農地証明願いの2番について説明します。

申出人は、議案集8ページ、2番に記載のとおりで、昭和55年月日不詳頃から雑木が繁茂し山林化しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第4号議案 非農地証明願いの2番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は農地、東側は道路及び山林、南側及び西側は山林となっております。現地を見ますと、山林化しており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第4号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょう

か。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 非農地証明願いの2番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について説明します。

農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集9ページから12ページに記載のとおりで、耕作権の新規設定7件 32筆 22, 281.00平方メートル、耕作権の再設定6件 21筆 16, 914.00平方メートルです。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集13ページに記載のとおりで、4件 4筆 5,055.00平方メートルです。

合計で17件 57筆 44,250.00平方メートルです。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)を承認することに決定いたします。

次に、第6号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(案)について上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(案)について説明しま

す。

議案集の14ページから15ページをご覧ください。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、42筆、28,924.00平方メートルの農地について、島原市から農用地利用集積等促進計画（案）が提出されましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に基づき農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構へ要請するものです。

別添② 添付資料の1ページを併せてご覧ください。

農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画（案）の受け手の詳細について、記載をしております。

農地の受け手の「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者」、「作物の種類」などを記載しており、12名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に対して、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第6号議案は、問題なしということで、農地中間管理機構へ要請してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第6号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画（案）は、問題なしということで、農地中間管理機構へ要請することに決定いたします。

次に、第7号議案、令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価及び令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第7号議案、令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価及び令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について説明します。

これは、農林水産省経営局長通知に基づき、最適化活動の点検・評価、公表を行うものです。別添③（第7号議案）差替えの1ページをご覧ください。

まず、令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価についてですが、1の（1）は、最適化活動の実施状況として、活動日数、活動内容の実績を記載しております。

1の（2）は、成果目標の達成状況として、農地集積、遊休農地の解消、新規参入者への農地貸付け等の同意面積を記載しております。そして、1の内容に基づき、2農業委員会による点

検・評価の評語を記載しております。

次に、2ページをご覧ください。この別紙様式5の令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）につきましては、農業委員会等に関する法律第37条の規定に基づき、ホームページ等により公表することとなっています。

主要内容を説明いたします。

2ページは、令和6年4月1日現在の農業委員会の体制、農家・農地等の概要を記載しております。

3ページをご覧ください。担い手への農地の集積につきましては、③実績で集積面積が1,231haで、目標に対する達成状況が97.2パーセントとなっております。

(2)遊休農地の解消につきましては、4ページの③実績で解消面積が1.5haで、目標に対する達成状況が76.3パーセントとなっております。

(3)新規参入の促進につきましては、5ページ③実績で貸付け等について公表した面積が18.2haで、目標に対する達成状況が192.5パーセントとなっております。

最適化活動の活動実績につきましては、5ページから6ページに記載のとおりです。令和5年度の業務が計画どおり運営できましたことは、農業委員、農地利用最適化推進委員皆様のご協力の賜物と感謝しているところです。この場を借りまして、厚くお礼申し上げます。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に対して、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第7号議案を承認することに決定して、よろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第7号議案、令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価及び令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）は承認することに決定いたします。

議長

以上で、第12回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。これで、第12回島原市農業委員会総会を閉会いたします。

終了時間 午後 4時35分